

答 申 書

小牧市国民健康保険運営協議会

平成31年2月14日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男

国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

平成31年2月14日付け30小保年第2417号にて当協議会に意見を求められたことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 基礎課税額に係る課税限度額について

平成30年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行58万円から61万円に改める。

2 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。